



事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年12月27日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第48号

事務処理規則の一部を改正する規則

第1条 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の5の(10)の(カ)の(7)中「(ス)」を「(ウ)」に改め、同(ウ)中「(第28条及び第33条第1項において準用する場合を含む。(カ)から(ク)までにおいて同じ。)」を削り、同(ウ)中「(第33条第1項において準用する場合を含む。)」を削り、同(セ)から(ト)までを削り、同(7)中「第70条」を「第43条」に改め、「(県外に主たる事務所を置く第一種フロン類回収業者に係るものを除く。(ハ)において同じ。)」を削り、同(7)を同(セ)とし、同(ハ)中「第71条第1項」を「第44条第1項」に改め、同(ハ)を同(ウ)とし、同(18)の(コ)を同(サ)とし、同(カ)から(ケ)までを同(キ)から(ク)までとし、同(オ)の次に次の事項を加える。

カ 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)の規定に基づく次の事項

- (7) 第19条の規定による指導及び助言
- (イ) 第20条第1項の規定による勧告
- (ウ) 第20条第2項の規定による勧告
- (エ) 第20条第3項の規定による措置命令
- (オ) 第44条第1項の規定による登録
- (カ) 第44条第2項の規定による通知(第46条第3項において準用する場合を含む。)
- (キ) 第45条第1項の規定による登録の拒否
- (ク) 第45条第2項の規定による通知
- (ケ) 第46条第1項の規定による変更の届出の受理
- (コ) 第46条第2項の規定による登録
- (サ) 第48条第1項の規定による廃業等の届出の受理(第59条において準用する場合を含む。(シ)において同じ。)
- (シ) 第49条の規定による登録の抹消
- (ス) 第55条第1項の規定による登録
- (セ) 第55条第2項の規定による通知(第57条第3項において準用する場合を含む。)
- (ソ) 第56条第1項の規定による登録の拒否
- (タ) 第56条第2項の規定による通知
- (チ) 第57条第1項の規定による変更の届出の受理
- (ツ) 第57条第2項の規定による登録
- (テ) 第90条第1項の規定による勧告
- (ト) 第90条第3項の規定による措置命令
- (ナ) 第130条第1項の規定による報告の徴収
- (ニ) 第131条第1項の規定による立入検査

別表第2の5の(57)の(ニ)を同(ヌ)とし、同(ウ)から(ナ)までを同(エ)から(ニ)までとし、同(イ)の次に次の事項を加える。

ウ 長野県ふるさと森林づくり条例(平成16年長野県条例第40号)の規定に基づく次の事項

- (7) 第21条第1項の規定による森林整備保全計画の策定

(イ) 第23条第1項の規定による森林又は立木についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転、経営の委託等のあつせん

(ウ) 第24条第1項の規定による開発行為の届出の受理(2以上の地方事務所の管轄区域にわたるものを除く。)

(エ) 第25条の規定による開発行為に係る指導

別表第2の36の(12)中「(県が起業者の場合に限る。)」を削り、「の事項」の次に「(県が同法第3条第1号から第3号の3まで、第20号及び第32号に掲げる事業を行う起業者である場合に限る。)」を加え、同(コ)を同(サ)とし、同(エ)から(ケ)までを同(オ)から(ク)までとし、同(ウ)の次に次の事項を加える。

エ 第15条の7第1項の規定による仲裁の申請

別表第2の50中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改め、同51中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に、「地方労働委員会の」を「労働委員会の」に改める。

別表第3の2中「(ニ)、(ハ)、(7)及び(ハ)」を「(セ)及び(ウ)」に、「(カ)の(ク)及び(ク)、キの(ウ)」を「(カ)の(7)、(ハ)及び(ニ)、キの(ク)及び(ク)、クの(ウ)」に、「(ク)の(イ)」を「(ケ)の(イ)」に、「(ウ)並びに(ケ)」を「(ウ)並びに(コ)」に改める。

別表第8の4の(12)の(ア)の(7)中「(イ)」を「(ウ)」に改め、同(イ)を同(ウ)とし、同(ア)の次に次の事項を加える。

イ 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成14年法律第96号)附則第17条第2項の規定により行うことができることとされる同法第2条の規定による改正後の薬事法第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可

第2条 事務処理規則の一部を次のように改正する。

別表第8の4の(12)の(ア)の(7)中「(ウ)」を「(イ)」に改め、同(ウ)中「第40条」を「第159条」に改め、同(イ)中「(よる)」を「(よる医薬品販売業の)」に改め、同(ウ)中「第40条」を「第40条第1項」に、「(休廃止等)」を「高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の休廃止等」に改め、同(ウ)を同(キ)とし、同(ウ)中「第39条第1項」を「第39条の3第1項」に、「(医療用具)」を「(管理医療機器)」に改め、同(ウ)を同(カ)とし、同(エ)の次に次の事項を加える。

(オ) 第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可

別表第8の4の(12)の(ア)に次の事項を加える。

(ウ) 第40条第2項において準用する第10条の規定による管理医療機器の販売業又は賃貸業の休廃止等の届出の受理

別表第8の4の(12)の(イ)を削り、同(ウ)中「及び特例販売業」を「、特例販売業並びに薬事法第39条第1項の高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業」に改め、同(7)中「第2条第1項」を「第44条第1項」に改め、同(イ)中「第3条」を「第45条第1項」に改め、同(ウ)中「第4条」を「第45条第2項」に、「(許可証の再交付)」を「(申請書の受理)」に改め、同(ウ)の次に次の事項を加える。

(イ) 第46条第1項の規定による許可証の再交付

(ウ) 第46条第2項の規定による申請書の受理

(カ) 第46条第3項の規定による許可証の返納の受理

(キ) 第47条の規定による許可証の返納の受理

別表第8の4の(12)の(ウ)を同(イ)とする。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

人事活性化チーム

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年12月27日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第49号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第55条第2項中「、更級郡」を削る。

第227条の表中

長野市
上水内郡鬼無里村

を

長野市

に

改める。

別表第4の長野県長野地方事務所の項、別表第6の長野県長野福祉事務所の項、別表第7の長野県中央児童相談所の項、別表第9の長野県北信労政事務所の項、別表第12の長野県長野保健所の項、別表第15の長野県長野食肉衛生検査所の項、別表第16の長野県長野消費生活センターの項、別表第19の長野県長野農業改良普及センターの項及び別表第24の長野県長野家畜保健衛生所の項中「更級郡 埴科郡」を「埴科郡」に改める。

別表第28の長野県長野建設事務所の項中「長野市 更級郡」を「長野市」に改める。

別表第29の長野県浅川改良事務所の項中「上水内郡豊野町大字石字天狗山東の平」を「長野市豊野町石字天狗山東の平」に、「上水内郡豊野町大字石字三念沢口」を「長野市豊野町石字三念沢口」に改める。

別表第30の長野県土尻川砂防事務所の項中「美麻村 更級郡」を「美麻村」に改める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

人事活性化チーム

長野県地方労働委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年12月27日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第50号

長野県地方労働委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則

(長野県地方労働委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正)

第1条 長野県地方労働委員会事務局の組織等に関する規則(昭和34年長野県規則第44号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県労働委員会事務局の組織等に関する規則

第1条中「基づき、長野県地方労働委員会事務局」を「より、長野県労働委員会事務局」に改める。

第4条第1項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。(被服貸与規則の一部改正)

第2条 被服貸与規則(昭和39年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

別表の1中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「地方労働委員会の」を「労働委員会の」に、「|地方労働委員会事務局長|」を「|労働委員会事務局長|」に改める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

人事活性化チーム

消費生活協同組合法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年12月27日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第51号

消費生活協同組合法施行細則等の一部を改正する規則

(消費生活協同組合法施行細則の一部改正)

第1条 消費生活協同組合法施行細則(昭和23年長野県規則第61号)の一部を次のように改正する。

第5条本文中「の場合において」を「に掲げる場合に」に、「知事」を「、その旨及びその理由(第6号から第10号までに掲げる場合に限る。)」を「知事」に改め、同条ただし書を削り、同条第1号中「終わった」を「終わった」に改め、同条第2号中「辞任、」を「辞任」に改め、同条第5号中「規定、」を「規程」に、「諸規定を制定し」を「諸規程を制定し、」に改め、同条第8号中「破産宣告の請求をなし、又は破産の宣告」を「破産手続開始の申立てをし、又は破産手続開始の決定」に改める。

(水産業協同組合法施行細則の一部改正)

第2条 水産業協同組合法施行細則(昭和25年長野県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第6号中「民法」を「民法(明治29年法律第89号)」に、「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に、「若しくは破産宣告」を「又は破産手続開始の決定」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、組合は、同項の報告が同項第3号又は第4号に掲げる事項に係るものであるときはその請求書の写し及び請求に対する措置方針を記載した書面を、当該報告が同項第6号に掲げる事項に係るものであるときはその関係書類の写し並びに財産目録及び貸借対照表を添えなければならない。

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成13年長野県規則第36号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「破産・」を「破産手続開始の決定・」に改める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

生活文化課
園芸特産課
監 理 課

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布します。

平成16年12月27日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第52号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規則第25号）の一部を
次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

別表第2の一般国道19号の項中

新山清路橋（東筑摩郡生坂村9504番の2地先）から上水内郡信州新町大字水内字宮平3022番の4地先まで	長野市に向かって左側200メートル以内及び右側500メートル以内。ただし、上水内郡信州新町の区域のうち次に掲げる地域を除く。 1 県道岩本里穂刈線との交差点から上水内郡信州新町道西上町西線との交差点までの区間の両側各30メートル以内の地域 2 上水内郡信州新町道西上町西線との交差点から県道信濃信州新線との交差点までの区間の長野市に向かって左側80メートル以内及び右側30メートル以内の地域
---	---

を

新山清路橋（東筑摩郡生坂村9504番の2地先）から長野市と北安曇郡八坂村との境界まで	長野市と北安曇郡八坂村との境界に向かって左側200メートル以内及び右側500メートル以内
長野市と北安曇郡八坂村との境界から長野市と上水内郡信州新町との境界（長野市大岡甲4271番の1地先）まで	上水内郡信州新町に向かって左側200メートル以内
長野市と上水内郡信州新町との境界（長野市大岡甲4271番の1地先）から上水内郡信州新町大字水内字宮平3022番の4地先まで	上水内郡信州新町大字水内字宮平3022番の4地先に向かって左側200メートル以内及び右側500メートル以内。ただし、次に掲げる地域を除く。 1 県道岩本里穂刈線との交差点から上水内郡信州新町道西上町西線との交差点までの区間の両側各30メートル以内の地域 2 上水内郡信州新町道西上町西線との交差点から県道信濃信州新線との

交差点までの区間の上水内郡信州新町大字水内字宮平3022番の4地先に向かって左側80メートル以内及び右側30メートル以内の地域

に改め、同表の一般国道117号の項中「上水内郡豊野町大字蟹沢字南曾峯236番の3地先）から上水内郡豊野町」を「長野市豊野町蟹沢字南曾峯236番の3地先）から長野市」に、「両側各300メートル」を「下水内郡豊田村に向かって右側300メートル」に改め、同表の県道信濃信州新線の項中「上水内郡戸隠村」を「長野市」に改め、同表の県道諏訪湖四賀線の項の次に次のように加える。

長野市道千曲河畔線	一般国道117号との交差点（長野市豊野町蟹沢字南曾峯307番地1地先）から長野市豊野町蟹沢字手子塚1342番地1地先まで	長野市豊野町蟹沢字手子塚1342番地1地先に向かって右側300メートル以内
-----------	--	---------------------------------------

別表第2の上水内郡豊野町道千曲河畔線の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に表示し、又は設置された屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）第2条第1項に規定する広告物等に係るこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則第4条第2項に規定する地域については、同規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

建築管理課

長野県立高等学校の通学区域に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年12月27日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第7号

長野県立高等学校の通学区域に関する規則等の一部を改正する規則

（長野県立高等学校の通学区域に関する規則等の一部改正）

第1条 次に掲げる規則の規定中「更級郡 埴科郡」を「埴科郡」に改める。

(1) 長野県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和48年長野県教育委員会規則第10号）別表の第1通学区の項

(2) 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）別表第2の長野教育事務所の項

（学校職員のへき地手当等に関する規則の一部改正）

第2条 学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和46年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の項中

更級郡大岡村立大岡小学校
上水内郡信濃町立古海小学校

を

上水内郡信濃町立古海小学校
長野市立大岡小学校

に、

「更級郡大岡村立大岡中学校」を
 「長野市立大岡中学校」に改める。

別表第2中
 「上水内郡鬼無里村立鬼無里小学校
 上水内郡鬼無里村立鬼無里小中学校給食共同調理場」を
 「長野市立鬼無里小学校
 長野市立鬼無里小中学校給食共同調理場」に、
 「上水内郡鬼無里村立鬼無里中学校」を
 「長野市立鬼無里中学校」に改める。

別表第3中
 「上水内郡戸隠村立戸隠小学校宝光社分校
 上水内郡戸隠村立柵小学校
 長野市立芋井小学校第一分校」を
 「長野市立芋井小学校第一分校
 長野市立戸隠小学校宝光社分校
 長野市立柵小学校」に改める。

附則
 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

教育振興課

管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年12月27日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

長野県人事委員会規則第16号

管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表中 「地方労働委員会事務局」を

「労働委員会事務局」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2のアの備考の1中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第3条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表のア中 「地方労働委員会事務局」を

「労働委員会事務局」に改める。

附則
この規則は、平成17年1月1日から施行する。

人事委員会事務局

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年12月27日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

長野県人事委員会規則第17号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則(昭和46年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「上水内郡鬼無里村大字鬼無里字上土倉16,943の4」を

「長野市鬼無里字上土倉16,943の4」に、

「下水内郡栄村大字豊栄3,057」を

「下水内郡栄村大字豊栄2,739の1」に改める。

別表第2中「大岡村警察官駐在所 更級郡大岡村乙266の1」を「長野市大岡警察官駐在所 長野市大岡乙266の1」に改める。

附則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

人事委員会事務局

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年12月27日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

長野県人事委員会規則第18号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(昭和27年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表の第16号中「小学校就学」を「中学校就学」に、「場合」を「場合又はその子に予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項若しくは結核予防法(昭和26年法律第96号)第13条第4項の規定により行われる予防接種を受けさせる場合」に改める。

第9条第1項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、これらに準ずる者として人事委員会が定めるもの

第9条第4項中「通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「通じて」に改める。

附則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

人事委員会事務局